

藤沢市D X推進計画改定に関するアンケート調査業務委託 仕様書

1 業務名称

藤沢市D X推進計画改定に関するアンケート調査業務委託

2 委託業務履行期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日まで

3 業務の目的・概要

新型コロナウイルス感染症の拡大等による社会の変化に合わせて、これまでの制度や組織の在り方をデジタル化に対応させ、D Xを推進していくことが求められている。こうした背景を踏まえ、市民生活の質をさらに向上させることを目的とし、これまで地域で育まれてきたコミュニティや官民連携など多様な主体によるパートナーシップ、そしてデジタル技術やAIなどを活用したテクノロジーの3つの視点から、市民一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供し、だれもが安全で安心して生き生きと暮らせる藤沢市へ変革を進めるために、2022年に「藤沢市D X推進計画（以下、推進計画という）」（別紙2のとおり）を策定した。

策定から3年が経とうとしている現在、日々変化するI C Tを取り巻く環境と多様化するデジタルニーズに対応し、より一層スピード感を持ってデジタル市役所の実現に取り組むため、住民の意見を考慮した時代に合わせた推進計画の見直しが必要である。今後は、この推進計画の見直しに基づき、どこでも、ぴったり、かんたんの要素を柔軟に組み合わせたデジタル市役所の実現に向けた取組をこれまで以上に推進し、市民と職員のユーザエクスペリエンス向上を目指していく。本業務は、これらの状況を踏まえ、市民意見の収集とその分析などを通し、推進計画の改定を効率的かつ効果的に進める支援を目的とするものである。

4 業務内容

（1）市民意見収集業務

推進計画改定にあたり、より多くの市民ニーズを把握するため、ウェブサイトやソーシャルメディア、既存のサービス等を活用し、市民からの意見や要望を収集する。アンケートの作成から回答集計までを行う。アンケートの作成から回答集計については、事業者が行うものとし、広範囲な市民からの意見を収集できる手法、多様な属性を考慮した対象者の選定、収集する意見が具体的かつ有用なものとなる調査項目等を設定すること。

なお、本市では毎年「市民生活に関する意識調査（※）」を実施しているため、手法の検討にあたっては参考とすること。

※「市民生活に関する意識調査」

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kikaku/shise/kocho/26ishiki-tyousa.html>

（２）市民意見分析業務

（１）で収集した市民意見を定量的および定性的に分析し、有益な情報や洞察が得られる分析を行うこと。また、分析結果をわかりやすく伝えるために、グラフや表などの可視化手法を使ってまとめ、報告書を作成すること。委託者に提出する際には、データの解釈や提言も含めて説明すること。

（３）推進計画改定支援

アンケートの収集結果および分析を、推進計画改定に反映させるための支援をすること。現行の推進計画の課題等を示したうえで、改定を進める上で必要となるプロセス、検討事項、改善策について提示すること。

計画改定について市民への情報発信を通じて、市民参加の促進や透明性の確保を図るために、市民にフィードバックするための手段を提案し、実施すること。

（４）打ち合わせ

打ち合わせの都度、議事概要を作成し、打ち合わせ後 5 営業日以内に電子データで提出すること。上記の検討のため、業務の進捗確認を含めた事務局との打ち合わせを委託者と受託者双方で協議の上必要時に過不足なく行うこと。

打ち合わせは、両者協議の上、対面もしくはオンライン等の活用により行う。

5 成果品

本業務において納品する書類については次のとおりとする。

（１）業務報告書

A 4 判・ファイル綴じ・2 部（本業務で作成したすべての資料を整理してとりまとめたもの）

（２）上記成果物の電子データ

データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint 等）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真等）、根拠資料等一式を納入するものとする。データは整理して Windows 対応の電子媒体に格納

するものとする。

6 支払方法

業務委託完了検査後、一括払いとする。

7 実施体制

(1) 業務責任者

委託者との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を配置すること。

(2) 人員配置

業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、メンバーは固定化するよう努めること。

なお、委託者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、速やかに対応策を検討すること。

(3) 業務場所

本市指定の場所。

なお、本業務委託に係る打合せは、本市庁舎内の会議室又はオンライン会議システムにて実施する。

8 その他

(1) 委託者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者は、その求めに応じなければならない。

(2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(3) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に委託者と協議し、その指示に従うこと。

(4) 藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第 5 章の各取組項目を実施するよう努めること。

(5) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書に掲げる事項を遵守すること。

以 上